

## 議案第28号

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例について

上記の議案を次のとおり提出する。

平成30年 2 月21日

つくば市長 五 十 嵐 立 青

つくば市建築基準条例の一部を改正する条例

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第6条中「左欄」を「ア欄」に改め、「掲げる区域とし」の次に「，それぞれの区域について法別表第4（は）欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面からの高さのうちから指定する高さは，次の表のイ欄に掲げる高さとし」を加え，「右欄」を「ウ欄」に改め，同条の表を次のように改める。

| ア                           |                                      | イ          | ウ           |
|-----------------------------|--------------------------------------|------------|-------------|
| 対象区域                        |                                      | 平均地盤面からの高さ | 法別表第4（に）欄の号 |
| 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域 | 都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が定められた区域 |            |             |
| 第一種低層住居専用地域                 | 全区域                                  |            | (1)         |

|                              |           |       |     |
|------------------------------|-----------|-------|-----|
| 第二種低層住居専用地域<br>田園住居地域        |           |       |     |
| 第一種中高層住居専用地域<br>第二種中高層住居専用地域 | 全区域       | 4メートル | (2) |
| 第一種住居地域<br>第二種住居地域<br>準住居地域  | 全区域       | 4メートル | (2) |
| 近隣商業地域                       | 10分の20の区域 | 4メートル | (2) |
| 準工業地域                        | 10分の20の区域 | 4メートル | (2) |

第7条の3第1項中「第29条第1号」を「第29条第1項」に改め、同条第2項中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

第13条第1項並びに第14条第1号イ及び第2号イ中「建設大臣」を「国土交通大臣」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成30年4月1日から施行する。

つくば市建築基準条例（平成12年つくば市条例第40号）新旧対照表

| 改正後                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |                                      |              | 改正前                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|--------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| <p>第1条—第5条（略）</p> <p>（対象区域及び日影時間の指定）</p> <p>第6条 法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の<u>ア欄</u>に掲げる区域とし、<u>それぞれの区域について法別表第4（は）欄の2の項及び3の項に掲げる平均地盤面</u>からの高さのうちから指定する高さは、次の表の<u>イ欄</u>に掲げる高さとし、それぞれの区域について日影となる部分を生じさせてはならない時間として法別表第4（に）欄の各号のうちから指定する号は、次の表の<u>ウ欄</u>に掲げる号とする。</p> |                                      |              | <p>第1条—第5条（略）</p> <p>（対象区域及び日影時間の指定）</p> <p>第6条 法第56条の2第1項の規定により、日影による中高層の建築物の高さの制限に係る対象区域として指定する区域は、次の表の<u>左欄</u>に掲げる区域とし_____</p> <p>_____，それぞれの区域について日影となる部分を生じさせてはならない時間として法別表第4（に）欄の各号のうちから指定する号は、次の表の<u>右欄</u>に掲げる号とする。</p> |  |  |
| <u>ア</u>                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                      | <u>イ</u>     | <u>ウ</u>                                                                                                                                                                                                                          |  |  |
| 対象区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                      | 平均地盤面        | 法別表第4                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域                                                                                                                                                                                                                                                                          | 都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が定められた区域 | からの高さ        | (に) 欄の号                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
| 第一種低層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 全区域                                  |              | (1)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種低層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 田園住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 第一種中高層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全区域                                  | <u>4メートル</u> | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種中高層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 第一種住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 全区域                                  | <u>4メートル</u> | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 準住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 近隣商業地域                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 10分の20の区域                            | <u>4メートル</u> | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 準工業地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 10分の20の区域                            | <u>4メートル</u> | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 対象区域                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                      |              | 法別表第4                                                                                                                                                                                                                             |  |  |
| 都市計画法第8条第1項第1号の規定により定められた地域                                                                                                                                                                                                                                                                          | 都市計画法第8条第3項第2号イの規定により建築物の容積率が定められた区域 |              | (に) 欄の号                                                                                                                                                                                                                           |  |  |
| 第一種低層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 全区域                                  |              | (1)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種低層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                          |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 第一種中高層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 全区域                                  |              | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種中高層住居専用地域                                                                                                                                                                                                                                                                                         |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 第一種住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 全区域                                  |              | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 第二種住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 準住居地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                      |              |                                                                                                                                                                                                                                   |  |  |
| 近隣商業地域                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 10分の20の区域                            |              | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |
| 準工業地域                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 10分の20の区域                            |              | (2)                                                                                                                                                                                                                               |  |  |

第7条・第7条の2 (略)

(耐火建築物の主要構造部に対する特例)

第7条の3 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第15条, 第28条, 第29条第1項, 第33条, 第34条第1号及び第2号, 第35条, 第36条, 第41条第1項, 第49条第1項及び第3項, 第50条第1項及び第2項, 第51条並びに第52条第1号の規定(次項において「主要構造部耐火措置等関係規定」という。)の適用については, 当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は, 耐火構造とみなす。

2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が, 当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に, 当該加熱面以外の面に火災を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が, 当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に, 当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして国土交通大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する主要構造部耐火措置等関係規定の適用については, これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と, これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

第7条の4—第12条 (略)

(排煙設備及び非常用照明装置の設置)

第13条 専修学校又は各種学校の用途に供する建築物(階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。次項において同じ。)においては, 教室及びこれから地上に通じる廊下, 階段その他の通路に, 令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けなければならない。ただし, 令第126条の2第1項第5号の規定による火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として, 天井の高さ,

第7条・第7条の2 (略)

(耐火建築物の主要構造部に対する特例)

第7条の3 主要構造部が令第108条の3第1項第1号又は第2号に該当する建築物(次項に規定する建築物を除く。)に対する第15条, 第28条, 第29条第1号, 第33条, 第34条第1号及び第2号, 第35条, 第36条, 第41条第1項, 第49条第1項及び第3項, 第50条第1項及び第2項, 第51条並びに第52条第1号の規定(次項において「主要構造部耐火措置等関係規定」という。)の適用については, 当該建築物の部分で主要構造部であるものの構造は, 耐火構造とみなす。

2 主要構造部が令第108条の3第1項第1号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が, 当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に, 当該加熱面以外の面に火災を出さないものであることについて防火区画検証法により確かめられたものであるものに限る。)及び主要構造部が同項第2号に該当する建築物(当該建築物の主要構造部である床又は壁(外壁を除く。))の開口部に設けられた防火設備が, 当該防火設備に当該建築物の屋内において発生が予測される火災による火熱が加えられた場合に, 当該加熱面以外の面に火災を出さないものとして建設大臣の認定を受けたものであるものに限る。)に対する主要構造部耐火措置等関係規定の適用については, これらの建築物の部分で主要構造部であるものの構造は耐火構造と, これらの防火設備の構造は特定防火設備とみなす。

第7条の4—第12条 (略)

(排煙設備及び非常用照明装置の設置)

第13条 専修学校又は各種学校の用途に供する建築物(階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。次項において同じ。)においては, 教室及びこれから地上に通じる廊下, 階段その他の通路に, 令第126条の3に規定する構造の排煙設備を設けなければならない。ただし, 令第126条の2第1項第5号の規定による火災が発生した場合に避難上支障のある高さまで煙又はガスの降下が生じない建築物の部分として, 天井の高さ,

壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して国土交通大臣が定める建築物の部分については、この限りでない。

## 2 (略)

(内装の制限)

第14条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する建築物（階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）においては、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第1号に掲げる仕上げとし、かつ、その居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

### (1) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第4項第2号の規定に基づき難燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

### (2) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第1項第2号ロの規定に基づき準不燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして国土交通大臣が定める方法により国土交通大臣が定める材料の組合せによってしたもの

第15条 (以下略)

壁及び天井の仕上げに用いる材料の種類等を考慮して建設大臣が定める建築物の部分については、この限りでない。

## 2 (略)

(内装の制限)

第14条 特別支援学校、専修学校又は各種学校の用途に供する建築物（階数が2以下のもの又はその用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを除く。）においては、その用途に供する居室の壁（床面からの高さが1.2メートル以下の部分を除く。）及び天井（天井のない場合においては、屋根。以下この条において同じ。）の室内に面する部分（回り縁、窓台その他これらに類する部分を除く。以下この条において同じ。）の仕上げを第1号に掲げる仕上げとし、かつ、その居室から地上に通じる主たる廊下、階段その他の通路の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを第2号に掲げる仕上げとしなければならない。

### (1) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第4項第2号の規定に基づき難燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

### (2) 次のア又はイに掲げる仕上げ

ア (略)

イ 令第128条の5第1項第2号ロの規定に基づき準不燃材料でした内装の仕上げに準じるものとして建設大臣が定める方法により建設大臣が定める材料の組合せによってしたもの

第15条 (以下略)